

防府市・モンロー市高校生交流事業実行委員会設置要綱

平成7年6月1日制定

(設置)

第1条 防府市とモンロー市との高校生の交流事業を円滑に推進するため、防府市・モンロー市高校生交流事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 実行委員会は、別表に掲げる団体から推薦された者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第3条 実行委員会に、委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、防府・モンロー国際交流市民の会の会長をもって充てるものとし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

(役員職務)

第4条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 実行委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議決事項)

第6条 実行委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 派遣・引受けに関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) その他重要な事項

(庶務)

第7条 実行委員会の庶務は、防府市文化スポーツ観光交流部文化振興課国際交流室において処理する。

(経費)

第8条 実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 補助金
 - (2) 負担金
 - (3) その他の収入
- (専門部会)

第9条 実行委員会の事業を適正かつ能率的に実施するため、本会に次の専門部会を置き、部会の構成員は委員長が任命する。

2 部会長は、部会委員の互選とする。

- (1) 派遣事業部会
 - (2) 引受け事業部会
 - (3) 周知事業部会
- (会計期間)

第10条 実行委員会の会計期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのあるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

防府・モンロー国際交流市民の会	3名
防府3ロータリークラブ	1名
国際ソロプチミスト防府	1名
E. I. G.	1名
ホストファミリーの会	1名
派遣家庭OB会	1名
防府市内高等学校	1名
防府市	2名

防府・モンロー高校生交流（派遣・引受け）事業実行委員会

1 事業部会

(1) モンロー市への派遣事業（派遣事業部会）

- ① 事前・事後の研修
- ② モンロー市との協議（クラス等）
- ③ 引率
- ④ その他派遣に関する事項

(2) モンロー市からの引受け事業（引受け事業部会）

- ① ホストファミリー選定
- ② クラス（日本文化等）
- ③ 視察・研修
- ④ 交流・歓送迎会
- ⑤ 合同イベント
- ⑥ 引受けに関する事項

(3) 事業市民周知事業（周知事業部会）

- ① 報告書の作成配布
- ② 報告会等の開催
- ③ 学生に対する国際化教育
- ④ 事業協力団体の勧誘
- ⑤ 市民へのPR
- ⑥ その他周知事業

2 実行委員

防府・モンロー国際交流市民の会	3名
防府3ロータリークラブ	1名
国際ソロプチミスト防府	1名
E. I. G.	1名
派遣高校生家庭OB会	1名
ホストファミリーの会	1名
防府市内高等学校	1名
防府市	2名
計	11名

3 部会構成

(1) 派遣事業部会

防府・モンロー国際交流市民の会

派遣家庭OB会

防府市

(2) 引受け事業部会

防府・モンロー国際交流市民の会

防府3ロータリークラブ

国際ソロプチミスト防府

E. I. G.

ホストファミリーの会

派遣家庭OB会

防府市

(3) 周知事業部会

防府・モンロー国際交流市民の会

防府市内高等学校

防府市